◆◆◆毒物劇物取扱責任者変更届(販売業・業務上取扱者)の手引き◆◆◆

◎ 提出部数:1部(写しを取って控えを保管してください。)

◎ 届書の提出先:

名 称	所 在 地
寝屋川市保健所	寝屋川市八坂町 28-3
保健総務課 医事薬事担当	電話(072)-829-7771

1 毒物劇物取扱責任者変更届について

毒物劇物取扱責任者を変更したときは、次の書類を添えて変更日より 30 日以内に届け出る必要があります。(毒物及び劇物取締法第7条)

2 毒物劇物取扱責任者変更届に必要な書類

	提出書類	注意事項等
1	毒物劇物取扱責任者変更届	
	(毒物及び劇物取締法施行規則	
	別記第9号様式)	
2	毒物劇物取扱責任者の資格を証	詳細は※1を参照
	する書類	
3	毒物劇物取扱責任者の診断書	○「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あ
		へん又は覚せい剤の中毒者でない」ことが診断されているこ
		と。
		○発行後 3ヶ月 以内のものであること
		○診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。
4	毒物劇物取扱責任者の誓約書	○毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨
		の誓約書。
		(寝屋川市の「毒物劇物取扱責任者設置届」の様式を使用する
		場合は省略可。)
5	使用関係証明書又は雇用契約書	○使用関係証明書等には次に掲げる項目が記載されているこ
	の写し	と。
		①勤務時間 ②休日 ③毒物劇物取扱責任者として専任す
		る旨
		○雇用主が法人にあっては、法人の名称及び代表者名を記載す
		ること。
		☆毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書
		を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

(記載例)

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、 使用関係証書を省略する。

- 1. 勤務時間
- 2. 休日 · · · · · ·
- 3. 毒物劇物取扱責任者として専任する」

※1 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

※すべての書類について**原本確認**が**必要**です。必ず**原本**を**持参**ください。

(第1号) 薬剤師免許証の写し

(第2号) 次による卒業証明書又は成績証明書(修得単位が確認できるもの)

ア 大学等

- (ア) 薬学部
- (イ) 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等
- (ウ) **農学部、水産学部**又は**畜産学部**の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等
- (エ) **工学部**の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気 化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等
- (オ) 上記以外で**化学に関する授業科目**の単位数が必修科目の単位中単位以上又は 50%以上である学科
 - (ア)~(エ)は卒業証明書の写し
 - (オ)は卒業証明書の写し及び成績証明書の写し(修得単位数が確認できるもの)
- イ 高等専門学校において、工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者 ※卒業証明書の写し
- ウ **専門学校**及び**高等学校**において、応用化学に関する学科を修了した者で、化学に関する科目を 30 単位以上修得した者
 - ※卒業証明書の写し及び成績証明書の写し:修得単位が確認できるもの
- (第3号) 合格証の写し(都道府県等が行う毒物劇物取扱者試験)
- ※ 第2号において資格者であるか判断に迷われた場合はご相談ください。
- ※ 成績証明書等で卒業学科や卒業年月日が確認できる場合は、卒業証明書の写しは省略できます。

3 毒物劇物取扱責任者変更届の記載上の留意点

(1) 業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、毒物劇物農業用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載すること。また、業務上取扱者にあっては、令第41条第1号(電気めっきを行う事業)、2号(金属熱処理を行う事業)、3号(毒物又は劇物の運送の事業)、4号(しろありの防除を行う事業)の別を記載すること。

- (2) 登録番号及び登録年月日は登録票と照合し、正確に記載すること。登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日とすること。
- (3) 店舗(事業場)の所在地及び名称は、登録票をよく確認のうえ記載すること。 業務上取扱者にあっては、以前に提出した業務上取扱者届出書に記載したとおり記載すること。

ただし、住居表示変更があった場合は、新しい住居表示に従って記載し、その旨を備考欄 に明記すること。

- (4) 毒物劇物取扱責任者の住所は現住所を記載すること。
- (5) 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第8条第1項第○号」と記載すること。また、()内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般/農業用品目/特定品目毒物劇物取扱者試験合格の別を記載すること。
 - ① 法第8条第1項第1号 · · · · · · 薬剤師
 - ② 法第8条第1項第2号・・・・・・ 応用化学等の卒業者
 - ③ 法第8条第1項第3号・・・・・・ 知事の行う試験の合格者
- (6) 法第8条第2項第4号に該当する事実がないときには「無」を○で囲んでください。
- (7) 変更年月日は、実際に変更のあった日を記載すること。
- (8) 届出年月日は、提出年月日を記載すること。
- (9) 住所及び氏名は、登録票及び以前提出した業務上取扱者届出書をよく確認のうえ、記載すること。

4 添付書類の省略

(資格を証する書類、診断書、雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類)

- (1) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同じ場所で毒物劇物販売業の登録の種類を変えて登録申請を行い、この毒物劇物取扱責任者が先の登録と同一の場合
- (2) 毒物劇物販売業の毒物劇物取扱責任者が異動により、本市内の同一経営者の新たな販売業の毒物劇物取扱責任者になった場合(雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類は必要)

※添付書類を省略する場合、申請書又は届出書の備考欄へ記載してください。

(記載例)

本申請に係る添付書類(○○○○)は毒物劇物販売業(第○○○○号)の申請書(変更届)に添付済み。

毒物及び劇物取締法施行規則 別記第9号様式(第5条関係)

一般販売業、農業用品目販売業又は特定品目販売業の別を記載

毒物劇物取扱責任者変更届

	要初剧初取饭真正有友文油 ————————————————————————————————————
業務の種別	
登録番号及び登録年月日	登録番号 第 △ △ △ △ 号 登録年月日 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 ★
店舗(事業場)の所在地 及 び 名 称	所在地 〒572 - 8555 大阪府寝屋川市本町○番○号 ○○ビル○階 登録されている内容を記載 名称 △△ 株式会社 (電話 072-○○○-○○○)
変更前の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	住所 〒530-〇〇〇 大阪市〇区〇町〇番〇号 氏名 寝屋川 太郎
変更後の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	住所 〒530-〇〇〇 大阪市〇区〇町〇番〇号 氏名 寝屋川 花子
変更後の毒物劇物取扱	法第8条第1項第1号 (薬剤師) 法第8条第1項第2号 () 法第8条第1項第3号 (毒物劇物取扱者試
責任者の資格	験)
	法第8条第2項第4号に基づき、取扱責任者が毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過してないこと
変 更 年 月 日	(無・有の何れかを○で囲む。有の場合は その内容を記載
備考	変更が生じた年月日を記載

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

